

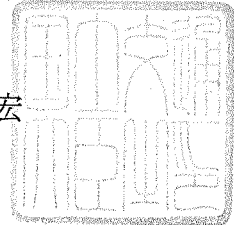
国海人第7号  
平成25年4月9日

交通政策審議会

会長 佐和隆光 殿

国土交通大臣

太田 昭 宏



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法第55条第5項（昭和23年法律第130号）の規定に基づき、  
下記事項について諮問する。

記

諮問第171号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法  
第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

## 船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所	事業所数
篠川海運有限公司	山口県熊毛郡上関町大字長島3851番地	1
株式会社日豊	東京都港区赤坂四丁目15番1号	1
アルゴシステム 株式会社	北海道札幌市中央区北一条西八丁目2番地39 大通ビル2階	1
深水海運有限公司	熊本県上天草市松島町阿村412番地34	1